

自動車の臨時運行許可取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 51 号

自動車の臨時運行許可取扱規則の一部を改正する規則

自動車の臨時運行許可取扱規則（昭和30年川西市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（別紙1）

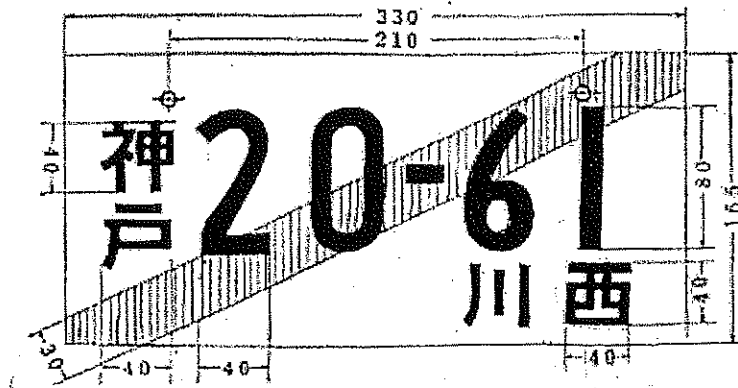
第4号様式（別紙2）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3号様式

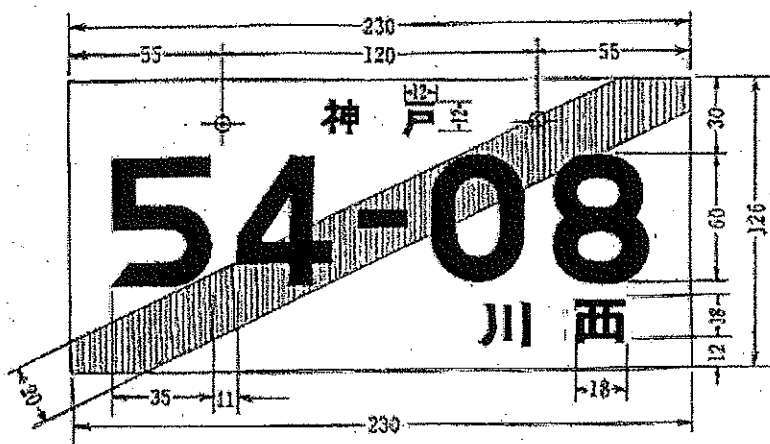
(単位mm)



- 備考 (1) 許可番号標は金属製とし、文字は浮出とする。
(2) 許可番号標の塗色は、白地に黒文字とし、斜線は赤色とする。

第4号様式

(単位mm)



- 備考 (1) 許可番号標は金属製とし、文字は浮出とする。但し、市名は浮出としない。
(2) 許可番号標の塗色は、白地に黒文字とし、斜線は赤色とする。